

全タク連発第158号

令和3年11月25日

協 会 長 各 位

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川 鍋 一 朗

準特定地域の協議会の運営に関する取扱いについて

今般、国土交通省自動車局旅客課長から、別添のとおり通知がありましたので、
了知されるとともに傘下会員に周知をお願いいたします。

別添

事 務 連 絡
令和3年11月24日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

準特定地域の協議会の運営に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、傘下会員に対し周知されたい。

(別添)
事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 2 4 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

準特定地域の協議会の運営に関する取扱いについて

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営については、「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成 26 年 1 月 24 日付け国自旅第 411 号。以下「協議会通達」という。)により取り扱ってきたところである。

協議会通達において、準特定地域協議会が書面の郵送又は持ち回りにより行うことができる意見の聴取及び議決は、事業者の新規参入の許可に係る意見の提出に関する事項など、一部の内容に限定している。

今般、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、今年度に限り、準特定地域協議会が書面の郵送又は持ち回りにより行うことができる意見の聴取及び議決について、下記のとおり取り扱うこととしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、特定地域の指定に関する議決についても、協議会通達に定められた手続に準じて、書面の郵送又は持ち回りにより行うことができるものとする。

ただし、書面の郵送又は持ち回りにより、特定地域の指定に同意する議決をする場合は、特定地域の指定によりタクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減が必要になることを踏まえ、準特定地域協議会を開催するものとする(オンラインによる開催も差し支えない)。